

四街道市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により地域計画（案）を公告し、次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、地域計画（案）について意見書を提出することができる。

令和8年1月6日

四街道市長 鈴木 陽介



1 縦覧に供する書類の名称

- ・四街道北部地区地域計画
- ・四街道北部地区目標地図

2 縦覧場所

- ・四街道市役所地域共創部産業振興課
- ・市ホームページ

2 縦覧期間

令和8年1月7日から令和8年1月20日まで

3 意見書の提出方法

郵送、持参、メール及びFAXにより、四街道市役所産業振興課農政係に提出する。